

4 子ども・子育て支援事業計画

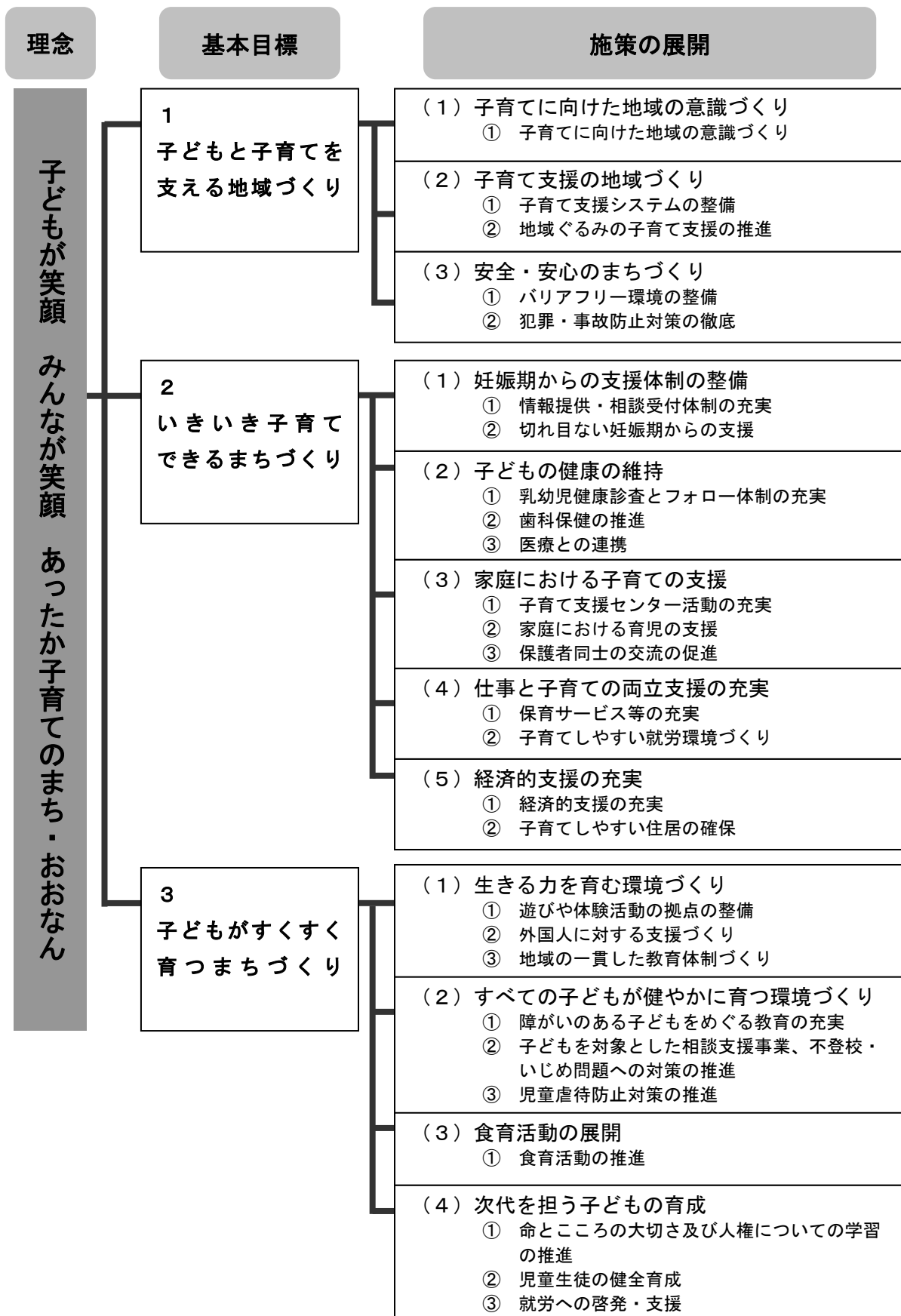
平成 27 年 3 月 策定

【次世代育成支援行動計画】

平成 22 年 3 月 改訂

平成 27 年 3 月 廃止

<施策の体系>



第4章 施策の展開

1 子どもと子育てを支える地域づくり

(1) 子育てに向けた地域の意識づくり

◆現状と課題◆

- 周囲の人があたたかく迎えてくれることが、出産・育児において大きな安心要素になるといえます。次世代育成支援においてはまず、すべての住民が子どもを大切にし、子育てを見守る意識をもつことが大切です。
- 女性の社会参加は進みつつあり、男性の子育て参加率も徐々に高くなってきていますが、男女の固定的な役割分担意識の解消は十分とはいえず、女性へ過度の負担がかかる傾向があります。本町では、男女共同参画計画を策定し、男女の固定的な役割分担意識の解消に向けて事業を展開しており、町の広報や講演会等を開催し、啓発も行っています。今後も引き続き、事業を実施し、子育ては母親だけで行うのではなく、家族ぐるみで行う意識づけを行い、父親・母親がともに支え合い、子育ての喜びを共有できるよう、家庭のみならず地域全体に男女共同参画の理念が浸透していくことが必要です。
- 昭和 56 年の国際障害者年を契機に障がい者と健常者がともに地域で生活することをめざすといったノーマライゼーションの理念が普及しつつあります。今後、さらに地域社会で共生できるよう、障がいのある子どもを取り巻く周辺環境改善に努めます。
- 全国的に少子化が進行している現状や児童虐待の増加など、子どもを取り巻く環境は大きく変化しており、社会全体が子どもの健全な育成に向けて意識の醸成を図っていく必要があります。本町においては、子育てに向けた地域の意識づくりとして、男女共同参画意識の啓発や子どもの権利に関する啓発、障がいのある子どもや障がいへの理解促進等をポスターの掲示や広報等を通じて行っています。今後も地域の理解促進を図るため、引き続き、啓発を行っていく必要があります。

◆今後の方向◆

①子育てに向けた地域の意識づくり

項目	内容
子育て意識や男女共同参画意識の啓発	・男女が性別に関わりなく互いの人権を尊重しつつ、その個性と能力を十分に発揮できる社会の実現をめざし、引き続き町広報紙やポスターなどの活用や講演会を行うほか、女性セミナーの開催、公民館での女性学級の開催などにより、子育て意識や男女共同参画意識の啓発を行います。 ・男女共同参画計画との連携と整合を図ります。
子どもの権利に関する啓発	・子どもの人権に関する学習会の開催や町広報紙、ポスターなどを活用し、子どもの権利を尊重する意識を育んでいくとともに、「児童憲章」や「児童の権利に関する条約」などの理念について、町民に対する意識啓発を進めます。
障がいのある子どもや障がいへの理解促進	・町広報紙やポスターなどの活用、「障がい者の日」や「障がい者週間」等の周知や交流事業の実施により、障がいのある人や子ども、障がいへの理解の促進を図ります。

(2) 子育て支援の地域づくり

◆現状と課題◆

- 少子化や核家族化の進行に伴い地域の希薄化が指摘されている中、身近なところに相談相手や子育て仲間が見つけない実態があり、本町においては5年前と比べて減ってはいますが、子育てに対する不安を抱える保護者は依然として多い状況です。また、子育て家庭のIターンが増加しており、地域で子育てを支援することが必要です。こうした不安を軽減するため、町内では、民生委員・児童委員や青少年育成邑南町民会議などの組織、自主サークル、ボランティアなどが、子どもや保護者を支援する活動を活発に行っています。また、毎年「わくわくフェスタ」を開催し、子育てに関する各種団体等が連携を図り、情報共有及び情報提供を行っており、参加者とともに考え行動する雰囲気がつくられています。今後も地域ぐるみでの子育て支援の実現に向けて、地域や関係団体との連携の強化を図っていく必要があります。
- 子育てサロンやサークルの形成を促進するなど、定期的に親同士の交流を深めることのできる体制づくりが一層求められます。特に、ひとり親家庭、子どもの養育が困難な家庭などにおいて重要です。育児不安等により孤独を感じている子育て家庭をサポートし、昔ながらの子育てのよい部分を伝承していくことが大切です。
- 一番身近な生活の場である地域において、保護者の不安感や負担感が軽減され、子どもが安心して過ごせるよう、アドバイスや手助けを気軽に行う人が増えることが期待されます。本町では、わくわくフェスタやおおなんドリーム学びのつどい、地域学校等の活動において子育てサポーターの養成につながる講座を開催し、地域でのリーダーとしての意識の醸成を図っています。今後も地域における子育て力を活用し、保護者の不安や負担感の軽減に努め、交流の場づくりを進めるとともに、関係機関等と連携しながら子育て支援ネットワークの充実を図る必要があります。

◆今後の方向◆

①子育て支援システムの整備

項目	内容
子育て支援システムの整備	・子ども・子育て支援に関わる団体・機関により、子育て支援ネットワークを築き、現状や課題の共有と連携を図ります。 ・ネットワークの構成員は、定期的に子ども・子育てに関する現況の把握と対策の検討・実施のために協議します。また、この計画の進捗状況について確認・検討します。 ・わくわくフェスタや子育て支援ネットワーク協議会を開催することにより、子育てに関する関係機関等との情報の共有や参加者とともに考え行動する意識づくり及び横断的な取り組みに努めます。

②地域ぐるみの子育て支援の推進

項目	内容
民生委員・児童委員の推進	・放課後児童クラブ、子育てサロン等を通して親子に関わり、子どもや子育て家庭と地域のパイプ役になり、直接の手助けともなるよう活動を推進します。
地域ぐるみの子育て支援体制の整備	・放課後児童クラブや子育て支援センターなど子育て家庭と地域とを結ぶ組織に働きかけ、地域ぐるみで子育てをする機運を高めます。
地域ぐるみの子育て支援人材育成	・青少年育成邑南町民会議をはじめとして、各グループの子育て支援の実践をもとに評価し、今後の子育てサポーター養成の広がりにつなげていきます。 ・子育てサークルやその経験者、公民館指導者などに、子育てを精神的に支える「子育てサポーター」の役割を委嘱し、保護者の身近な相談相手として養成します。 ・子育て講座等と連携し、子育てサポーター養成の講座（講演会）を開催します。 ・ファミリー・サポート・センターに準じた相互援助事業の実施を検討します。
子ども育成会の支援	・子ども育成会のニーズに応じた研修会の開催や学習機会についての情報提供、各種イベントでの交流の促進を図ります。

(3) 安全・安心のまちづくり

◆現状と課題◆

- 妊産婦、乳幼児連れの保護者等すべての人が安心して外出できるよう、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づく基本構想等を踏まえ、道路、公園、公共交通機関、公共施設等において、段差の解消等のバリアフリー化を推進していくことが必要です。あわせて、妊産婦への配慮、ベビーカーの安全な使用や利用者への配慮等に関する理解を深める心のバリアフリーのための取り組み等を行い、ハード・ソフトの両面から一体的なバリアフリー化を進めていくことが大切です。
- 近年、子どもたちが巻き込まれる凶悪な犯罪が増えており、子どもや保護者が安心して外出できるよう防犯体制の充実が望まれます。本町では、児童生徒の登下校時の見守り活動や犯罪被害の防止を目的として、子ども安全センターを組織し、各小中学校すべてに支部を設置しています。子ども安全センターではCAP（子どもへの暴力防止プログラム）研修の実施や通学路の点検など、犯罪被害の防止や事故防止のための啓発を行っています。その活動により、子どもたちが大きな事件、事故に巻き込まれる被害は発生しておらず、一定の成果が得られています。一方で、子ども安全センターの隊員の高齢化により、常時活動できる隊員が減少していることもあり、今後活動内容の見直しや幅広い世代が参加できる方策を検討していくことが必要です。
- 交通事故や犯罪、災害から子どもを守るために、警察署や消防署等関係機関との連携のもと、小中学校ごとに防犯教室や交通安全教室、消防避難訓練、救命救急講習、地震訓練を実施しており、子どもたちの防犯・防災意識、交通安全意識の醸成を図っています。今後も引き続き防犯・防災・交通安全教育の充実や意識の醸成を図っていく必要があります。
- 心肺停止等緊急時の備えとして、すべての保育所、児童クラブ設置場所、小中学校及び公民館にAEDを設置しています。

◆今後の方向◆

①バリアフリー環境の整備

項目	内容
バリアフリー環境の整備	・公共施設において、トイレにベビーシート・ベビーチェア・フイッティングボードを設置するなどバリアフリー化を進めます。

Ⅱ. 各論

項目	内容
バリアフリー状況の調査と周知	・ 町内の施設のバリアフリー状況を調査し、今後の整備に生かすとともに、情報をまとめた子育てマップを作成し、配布することを検討します。

②犯罪・事故防止対策の徹底

項目	内容
地域の協力による防犯対策の強化	・ 子ども 110 番の家の設置を継続するとともに、広報活動を進め広く住民に周知します。 ・ 子ども安全センターの活動として青色防犯パトロールなどによる見守り活動の推進を図ります。
保育施設・学校等の安全対策の強化	・ 保育所や学校施設などの子どもに関連する施設の防犯設備の充実と防犯体制の徹底を進めます。 ・ A E D の使用方法等を周知し、緊急時対策に努めます。
防災・交通安全対策の充実	・ 道路や施設の危険箇所の改善を関係機関と協力しながら進めます。 ・ C A P（子どもへの暴力防止プログラム）研修の実施や通学路の点検を実施し、犯罪被害の防止や事故防止のための啓発を行います。
安全教育の充実	・ 子ども自身が防犯・防災意識や交通安全への意識を持ち、自分の身を守ることができるよう、安全教育の充実を図ります。
児童生徒の安全対策の充実	・ 邑南町子ども安全センター連絡会議により、子どもの安全を確保する対策の方針、計画の立案を行い、本部・支部それぞれ役割を分担し、子どもの安全確保のための活動を進めます。 ・ 通学路に関する安全対策の検討を行う邑南町通学路安全推進部会において、通学路の危険個所の洗い出しや対策の検討、関係機関との連絡調整を行います。

2 いきいき子育てできるまちづくり

(1) 妊娠期からの支援体制の整備

◆現状と課題◆

- 近年、若年での入籍前の妊娠や夫婦別居、未就労など生活基盤や生活力が安定していない背景のある妊婦が多くなっています。本町においても、入籍前の妊娠や未婚での届出が増加傾向にあり、これらの家庭では、経済面も含め子育てできる環境が十分に整っていない場合も多く、今後育児をする上でも影響が大きいことが考えられます。さらに、このような家庭は両親学級や各種教室などの参加率が低いことから、妊娠中に保健師が声かけなどを通じて状況把握を行い、地域とつながる関係づくりを進めていく必要があります。
- 妊娠届出の半数を30代が占めており、妊娠期のリスクが高くなる可能性があります。本町では、邑智病院や県内医療機関との連携を図っており、医療機関による連絡票において、ハイリスクな妊婦や新生児について対応しています。また、近年は県外から嫁がれた人が里帰りをすることや、広島県に隣接していること、妊婦がすでに治療を受けられているなどの背景から県外の出産が過半数を占めており、出産医療機関が広範囲となっています。そのため、県外医療機関との連携が必要です。
- 妊娠・出産の経過に満足することはその後の子育てにより影響を与えることから、すべての妊婦が「妊娠・出産に満足した」と感じられる環境づくりが大切です。本町では、妊婦と家族が安心して出産を迎えることができるよう、次のような事業を行っています。

■妊婦を対象とした支援事業

事業名	実施概要
母子健康手帳交付時の相談、指導	●対象 妊婦 ●内容 ・情報提供 ・妊婦の状況把握 ・保健師による相談受付の紹介 ・制度の紹介
妊婦一般健康診査受診票の交付	●対象 妊婦 ●内容 ・妊婦の健康管理の徹底を目的に、妊婦健診費用を16回助成。歯科検診を全額助成。 ・診療情報提供のあった妊婦に対して訪問でフォローを行う。
家庭訪問	●対象 ハイリスク妊婦、特定妊婦、産婦、新生児、各健診未受診者、要指導者 ●内容 家庭内の状況把握、保健指導、新生児の発育状況確認、社会資源の情報提供
ハイリスク妊婦保健指導連絡事業	●対象 ハイリスク妊婦 ●内容 連絡票をもとにハイリスク妊婦の家庭訪問を行い、医療機関との情報交換を行う。
両親学級	●対象 妊婦とその家族 ●内容 正しい情報の提供と仲間づくりのために開催

○本町では子育て支援ネットワーク協議会の開催を通じて、地域で子育てに関わる団体や関係機関との顔の見える連携が図られています。妊娠期から幼児期・学童期において地域で気になる人や支援が必要な子ども、保護者と関わる際には、妊娠期からの経過や家族背景なども踏まえた子育て支援につなげています。

○子育てに関する情報の入手先では、就学前、小学校ともに「役場や町の機関」「インターネット」の割合が前回調査時に比べ高くなっており、小学校では「町の広報やパンフレット」の割合が高くなっています。本町では、保護者がより利用しやすくタイムリーな情報発信を行うため、平成26年3月に邑南町健康情報 facebook を立ち上げ情報提供を行っています。引き続き、子育て家庭において子育てに関する情報が入手しやすいように努めていく必要があります。

- 現在行っている両親学級には初妊婦の約3～4割の人が参加されており、妊婦同士や保健師との顔つなぎの場となっています。妊婦同士の仲間は、妊娠中の不安を和らげ、その後の出産・子育て期においてもよい仲間となることが多いため、妊婦同士の交流を促進することが大切です。
- 妊娠届出時に就労している人に対して、母性健康管理指導事項連絡カードや育児と就労に関する制度について説明しており、今後もカードの活用や制度の周知に向けて説明していく必要があります。
- 不妊治療については、平成23年度から一般不妊治療費等助成制度を開始しました。また、費用が高額で自己負担も大きいため、平成26年度より特定不妊治療費助成制度を開始しています。今後も、子どもを産み育てたい親への支援に努めるとともに、広報やホームページ等により情報提供を行っていく必要があります。

◆今後の方向◆

①情報提供・相談受付体制の充実

項目	内容
相談受付体制の充実	・子どもに関する保健・福祉・教育などあらゆる相談に総合的に応じることができるよう、役場・各支所・子育て支援センター・教育機関などのそれぞれに窓口を配置し、各課の連携を密にすることで、充実した相談受付ができるようにします。 ・子育て支援ネットワーク協議会を開催し、地域で子育てに関わる団体や関係機関との連携強化を図ります。また、妊娠期から幼児期・学童期において切れ目のない支援ができるよう、事例に応じて関係機関と相談・検討します。
情報提供の充実	・各窓口における情報提供のほか、町広報紙や無線放送、ホームページにおいて、子育て支援の情報を充実させ総合的に提供します。 ・邑南町健康情報 facebook を活用し、事業告知も含めたタイムリーな情報発信に努めます。 ・両親学級において、妊娠期の過ごし方や育児について情報提供を行います。 ・喫煙や飲酒の影響を含めた健康管理について情報提供を行います。 ・妊娠届出時に就労している人に対し、就労に関する制度について情報提供を行います。

Ⅱ. 各論

項目	内容
不妊治療に対する支援	・ 広報やホームページにより県の不妊専門相談センターや不妊治療支援事業など不妊治療に関する情報の提供を行います。その他、近隣の相談できる機関についての情報提供に努めます。 ・ 不妊治療費等助成制度を実施し、不妊治療に対する負担の軽減に努めます。 ・ 不育症への支援についても検討します。

②切れ目ない妊娠期からの支援

項目	内容
妊娠期からの仲間づくり	・ 両親学級において、妊娠期からの仲間づくりや保健師等の支援スタッフとの関係づくりを行います。
個別支援	・ 地区担当保健師は、妊娠期から妊婦や保護者との信頼関係づくりに努め、産後や子育て期への切れ目ない支援につなげます。また、妊娠中や養育上においてリスクや問題が生じる恐れがある場合、必要に応じて情報提供や関係機関と連携した支援を行います。
関係機関との連携	・ 邑智病院や県内の医療機関と引き続き連携を図るとともに、県外の医療機関との連携について体制を整備します。必要時には、児童相談所等関係機関と連携し、安心できる環境づくりを進めます。

(2) 子どもの健康の維持

◆現状と課題◆

- 就学前調査、小学校調査ともに、子育てをする上で悩んでいること、気になることとして「病気や発育、発達に関すること」が上位意見としてあげられています。健やかに子どもを産み育て、子どもの健康を保持・増進し、健全な生活習慣を確立するためには、育児に関する適切な情報の提供や、育児方法に関する具体的な助言などのきめ細やかな母子保健サービスの提供が必要です。本町では、疾病・障がいの発生予防・早期発見・早期療育を確実に行うため、各種健康診査を行っています。今後とも、健康診査の精度を上げ、一人ひとりに応じた支援がさらに充実することが課題となっています。また、関係機関が連携し、必要な支援が必要な時期に提供できるような支援体制や、生涯にわたって支援が継続できるよう関係機関のネットワークづくりが必要です。
- 健診体制について、1歳6か月健診は、子育て支援の一環として社会性の発達に着目した健診を行っています。4歳児健診は、年々受診率が向上しており、就学前の最後の健診として定着しています。いずれの健診においても、育てにくさを感じる親に寄り添う支援が求められており、乳幼児健診での幅広い支援の視点を持つこと、スタッフの知識・技術の向上を図ることが必要です。
また、健診後に個々人に応じたフォロー体制を充実するため、保育所や子育て支援センターとの連携強化を図っていくとともに、未受診者についても、保育所との連携や保健師訪問等によりフォローしていく必要があります。
- 歯科保健について、保育所、小・中学校と連携した歯科指導を実施しており、一人平均むし歯数は目標値を達成しています。一方で、家庭での点検磨きは8割となっており、引き続き、乳幼児期からの歯科指導を実施していく必要があります。
- 町に対する子育て支援の充実で希望することでは、就学前調査、小学校調査ともに「安心して子どもが医療機関にかかれる体制を整備してほしい」が上位意見としてあげられています。地域により密着した医療体制の確保を図るため、邑智病院を核とし、医療的なケアが必要な子どもたちが安心して生活できるための医療体制を引き続き充実させていく必要があります。

◆今後の方向◆

①乳幼児健康診査とフォロー体制の充実

項目	内容
乳幼児健康診査体制の充実	・子どもの社会性を育むため、健診内容を充実させます。 ・親が感じている育てにくさや育児不安に対して、発達過程に応じた助言を行います。 ・定期的なスタッフの研修を行い、スタッフの知識・技術の向上を図ります。
健康診査後のフォローの充実	・保育施設、子育て支援センター、通級指導教室、児童相談所、保健所、医療機関などとの連携を強化し、児童や家庭の支援に努めます。 ・経過観察の必要な子どもへの診察・相談の場として発達クリニックを実施します。

②歯科保健の推進

項目	内容
フッ化物の利用・教育の充実	・町内すべての保育施設・小学校・中学校でフッ素洗口にあわせ、むし歯等の予防教育を充実します。

③医療との連携

項目	内容
医療機関との連携の推進	・公立邑智病院を核とした、地域に密着した医療体制の確保や救急医療体制の拡充を支援します。また、民間の医療機関や診療所の機能が効果的に発揮されるよう体制づくりに努めます。
かかりつけ医の確保の推進	・子どもの健康をより適切に保つとともに、保護者の育児不安の解消に大きな役割を果たすかかりつけ医を各家庭で確保するよう、情報の提供や啓発に努めます。

(3) 家庭における子育ての支援

◆現状と課題◆

- 子育て家庭においては、心理的な不安感や負担感、身体的、経済的な負担感を強く感じており、特に保育所等に通わず在宅で子育てをしている家庭においては、男性の育児参加の不足や核家族化の進行、地域とのつながりが希薄化したことなどにより母親が家庭において孤立したり、社会から疎外感を感じたりすることが多いといわれています。
- 近年、Iターン者が増加しており、本町に移住した子育て家庭を支えるためにも、地域とのつながりが一層重要となっています。
- 子育てが本来もつ“楽しさ”や子どもの成長にふれる“喜び”を感じられるよう、家庭、地域、行政等が一体となって、子育て家庭同士の交流や相談の場、また、情報収集や情報提供を進めていき、全般的な子育て支援サービスの充実や、地域や家庭における子育て力の向上などをめざす必要があります。
- 本町では、保護者の育児を支援する中心的な機関として、子育て支援センターを2か所設け、在宅で育児をしている保護者が子どもとふれあい、楽しむ場となっているほか、子どもの心身の健康づくりなど、子育てに関する知識の提供や保護者同士の交流を図っています。

■子育て支援センターの設置状況

センター名	概要		
子育て支援センター (東光保育園内)	●対象	就学前の乳幼児と保護者及び妊産婦	
	●事業内容	電話相談、面接相談、羽須美・瑞穂地域保育所（園）での巡回相談、乳幼児健診での育児相談、羽須美・瑞穂地域での子育てサロンの開催、子育て交流会の開催（毎月1回）、子育てサークルの支援、子育て情報の提供	
	実績利用者数 (延べ)	平成 24 年度 784 人	平成 25 年度 1,003 人
石見子育て支援センター (東保育所内)	●対象	就学前の乳幼児と保護者及び妊産婦	
	●事業内容	電話相談、面接相談、石見地域保育所での巡回相談、乳幼児検診での育児相談、子育てサロンの開催、子育て交流会の開催（年2回）、子育て教室の開催（毎月3回）、子育てサークルの支援、子育て情報の提供	
	実績利用者数 (延べ)	平成 24 年度 2,420 人	平成 25 年度 2,246 人

Ⅱ. 各論

- 子育て中の親にとって、子育ての仲間は、共通の悩みを相談しあったり、助け合ったりできる心強い存在です。近所に同じ年頃の子どもがいる家庭が少なく、仲間も自然にはできにくい状況もあることから、交流の場を設けることが重要です。
- 子どもの食・生活習慣アンケート調査結果をみると、朝食に菓子パンを食べる子が3割弱おり、食事に野菜を取り入れるなどの食生活に関する啓発が必要です。また、メディアにふれる子どもの割合が増加傾向にあり、家庭内でのルールがある家庭が約半数に留まっている現状です。
- 本町では、各保育所において保育所教室を開催しており、食・歯科をはじめとする子どもの生活習慣に関する情報提供を進めています。今後も、子どもの生活習慣や健やかな成長に向けた教室開催を継続していくことが必要です。
- 相談対応や情報発信に関する取り組みとして、新生児全戸訪問や出生届出時の窓口での状況把握・医療機関との情報共有を行うことで、早期に育児不安の解消・母との関係づくりを進めています。今後も医療機関等との連携のもと、親子の心身の健康や子育てに関する情報提供を進めることが必要です。
- 子どもの喫煙防止対策・受動喫煙防止対策として、健康長寿おおなん推進会議において、小中学校、高校で「子どもに最初の一本を吸わせない」取り組みを行っているほか、小中学校や公民館の施設内禁煙・分煙化を進めています。今後も公共施設をはじめ、地域の禁煙・分煙化を図っていくことが大切です。
- 未就学児親子が読書習慣を身につけるための取り組みとして、ブックスタート事業を展開しています。今後も、読書活動を通じた親子のふれあいの促進をめざし、子どもの発達に応じた親子の読書活動を推進していくことが必要です。
- 乳幼児期は、家庭生活を中心として、徐々に地域とのつながりを広げながら、一人ひとりの基本的な生活習慣や人格形成の基礎づくりをする大切な時期です。心豊かで健やかに育っていくためには、親子のふれあいにより家族の愛情に支えられることが大切です。

◆今後の方向◆

①子育て支援センター活動の充実

項目	内容
子育て支援センター事業の充実	・在宅親子を対象とした保育所体験特別事業に取り組み、各支援センターが管内の保育所と連携しながら、サロンの開催、保健課、社会福祉協議会と連携して子育て支援を充実していきます。 ・子育て支援センターを中心に保健課や地域の子育て支援者等と連携し、親子の憩いの場、相談できる場を提供します。 ・子育て支援センターの内容や行事等の情報提供を行うとともに、保護者同士のつながりの場や気軽に参加できる環境づくりに努めます。
地域子育てサロンの開催支援	・子育て支援センターを中心として、定期的な子育てサロンを開催します。 ・社会福祉協議会と連携し、ボランティアなどによる地域子育てサロンの開催を支援します。
子育て講座の開催	・瑞穂・石見両地域の子育て支援センターと町内保育施設の合同主催で、子育て講座を開催します。 ・育児不安・負担を軽減するため、親子のよりよいコミュニケーション技術の提供と仲間づくりを目的とし、子育て講座を実施していきます。

②家庭における育児の支援

項目	内容
訪問指導の充実	・地区担当保健師の訪問による相談・指導を、「こんにちは赤ちゃん事業」とあわせて全家庭対象に実施します。 ・医療機関と連携し、適切な相談や指導に努めます。 ・保健師の訪問を通じて、家庭の生活環境を把握するとともに、母親と早期に関わることで相談しやすい関係づくりに努め、不安の解消につなげます。 ・育児に関する適切な情報提供を行います。

Ⅱ. 各論

項目	内容
規則正しい生活習慣作りの推進	・家庭、地域、保育所・学校等と連携し、ゲームやテレビなどのメディア対策も含めた啓発を行い、規則正しい生活習慣づくりを推進します。 ・親子で参加でき、生活習慣、食事、歯科に関することなどについて学習できる場を、保育所、学校と連携し提供します。 ・子どもの食・生活習慣アンケートを活用し、子どもの健やかな成長に目を向けた課題などを情報交換し、教室の内容の充実を図ります。
喫煙防止対策の推進	・学校で子どもへの禁煙教育に取り組むとともに、地域では「子どもに最初の一本を吸わせない」取り組みを実施します。 ・健康被害を予防するため、学校での敷地内禁煙、家庭内喫煙者の分煙、地域での分煙対策を進めます。
ブックスタート事業	・親子のコミュニケーションを促すとともに、生涯を通じた読書習慣を身につけるための第一歩として、乳幼児健診時に受診者へボランティアや図書館司書により絵本の紹介と読み聞かせを行います。読書を通じて子育て教育の支援を行うとともに、乳幼児期の読み語りだけに留まらず、継続した親子読書へつながるように働きかけます。 ・4か月児健診時、1歳6か月児健診時、3歳児健診時の各時期に実施します。 ・ボランティア、学校司書と連携を図り、本のリストの作成や講演会の開催を進めていきます。
家庭における事故防止に向けた啓発	・事故防止対策・救急救命方法について、健診・訪問等の機会を利用して情報提供を行います。
家庭教育の充実に向けた取り組み	・家庭における子育ての大切さについて再認識を図り、保育施設、学校、地域、家庭で一貫した子育てができるよう、誰もが参加できる家庭学習についての学習の機会を設け、意識啓発や具体的な関わり方の研修を行います。また、インターネット等を利用し情報提供を行っていきます。 ・家庭教育学級・講座や小中学校PTAとの共催による講演会・学習会を開催します。 ・町民大学の講義のうち1つを、子育てをテーマに開催します。また、PTAや保護者会等の研修会と連携し、参加者を増やすとともに、参加しやすいように託児室を設けます。

③保護者同士の交流の促進

項目	内容
保護者同士の子育てサークルの活動支援	・保護者同士の子育てサークル活動を支援するため、健康センター及び子育て支援センターを拠点に、場所や情報の提供を積極的に行います。
保護者同士の交流の推進	・保護者同士が交流できるよう乳幼児健診等において子育て支援センターの情報提供を行います。また、出前講座や健診などを通じて子育て支援センターとの連携強化を図ります。

(4) 仕事と子育ての両立支援の充実

◆現状と課題◆

- 仕事と生活の調和の実現については、子育て支援活動を行う民間団体等と相互に密接に連携、協力し合いながら、地域の実情に応じた取り組みを進める必要があります。保育サービス及び放課後児童健全育成事業の充実、ファミリー・サポート・センター事業の促進等、多様な働き方に対応した子育て支援を展開し、地域の実情やライフステージの各段階に応じたきめ細かい支援や育児休業制度や多様な働き方の普及・啓発を進めていく必要があります。
- 法的な整備は進んだものの、仕事を優先する慣行や育児休業を取りにくい職場の雰囲気があり、仕事と子育ての両立に向けての努力が町民・事業者に求められます。今後は、男女とも子育てに参加できる環境づくりやワーク・ライフ・バランスの推進が必要であり、特に、父親の育児への参加は単に母親の育児負担を軽減するというだけではなく、子どもの成長にとっても大きな意義があります。また、結婚・出産後も希望する女性が仕事を続けられ、職場への復帰ができるよう配慮が必要です。
- 本町では仕事と家庭の両立を希望する人が多い傾向にあり、就学前では母親の約7割が、小学校では母親の9割近くがフルタイム・パート・アルバイトで就労しています。子育て家庭が仕事と子育てを両立することができるよう、本町における保育サービスを引き続き実施するとともに、多様化するニーズに対応できるよう内容の充実を図る必要があります。

〈保育施設の状況〉

施設名		定員	開所時間	利用年齢	特別保育サービスの 実施状況
民設	東光保育園	60	開所時間 7:15~18:15	0歳から	障がい児保育 一時預かり保育 子育て支援センター事業 延長保育〈月～金曜日〉 18:15~18:45
	出羽保育園	40	開所時間 7:15~18:15	0歳から	障がい児保育 延長保育〈月～金曜日〉 18:15~18:45
	高原保育園	30	開所時間 7:15~18:15	0歳から	障がい児保育 延長保育〈月～金曜日〉 18:15~18:45
	市木保育園	20	開所時間 7:15~18:15	0歳から	障がい児保育 延長保育〈月～金曜日〉 18:15~18:45

施設名		定員	開所時間	利用年齢	特別保育サービスの 実施状況
民設	阿須那保育所	30	開所時間 7:15~18:15	0歳から	障がい児保育 延長保育〈月～金曜日〉 18:15~18:45
	□羽保育所	40	開所時間 7:15~18:15	0歳から	障がい児保育 延長保育〈月～金曜日〉 18:15~18:45
公設	東保育所	90	開所時間 7:15~18:15	0歳から	障がい児保育 子育て支援センター事業 延長保育〈月～金曜日〉 18:15~18:45
	いわみ西 保育所	120	開所時間 7:15~18:15	0歳から	延長保育〈月～金曜日〉 18:15~19:30 障がい児保育 体調不良児 保育 一時預かり保育
	日貴保育所	20	開所時間 7:15~18:15	0歳から	障がい児保育 延長保育〈月～金曜日〉 18:15~18:45

- ニーズ調査結果をみると、子どもが病気やケガの際には、主に母親が看病のためなどで休暇を取っています。就労しながらも、安心して子どもを看てもらえる支援体制づくりが必要です。
- 一般的に、出産・育児のために仕事をいったん辞めた後の再就職は困難な傾向にあり、女性が出産をためらう要因の一つとされています。今後とも、女性が希望する就労形態で再就職することが叶うよう支援が必要です。
- 企業に対しては、産休、育児休業など妊娠、出産、子育て中の従業員に対する支援策についてのアンケート調査を毎年行っています。今後も、企業の状況把握を進めるとともに、企業に対しワーク・ライフ・バランスについての理解を促進していく必要があります。

〈放課後児童クラブ（学童保育）の状況〉

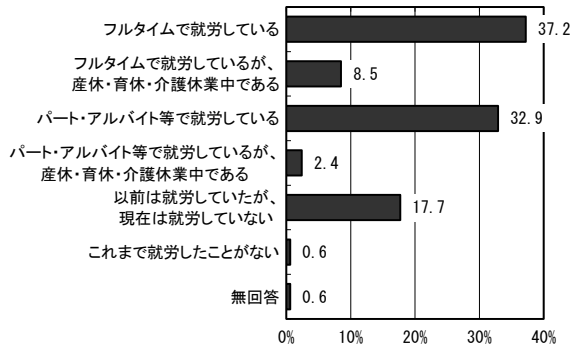
施設名	定員
矢上地区児童クラブ	30
石見東児童クラブ	30
日貴児童クラブ	20
みずほ放課後児童クラブ	30
たかはら放課後児童クラブ	20
いちぎ放課後児童クラブ	20
阿須那放課後児童クラブ	20
□羽児童クラブ	20

Ⅱ. 各論

■母親の就労状況

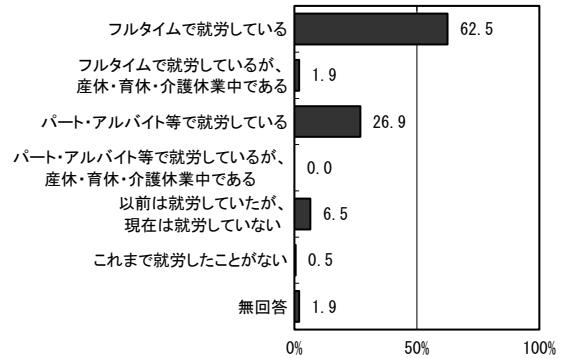
就学前

(SA) N=164



小学校

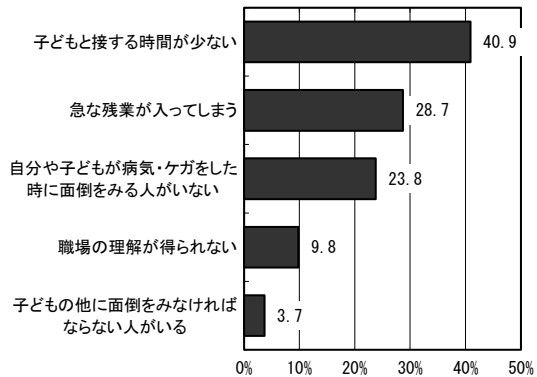
(SA) N=216



■仕事と子育ての両立で大変なこと（上位5項目）

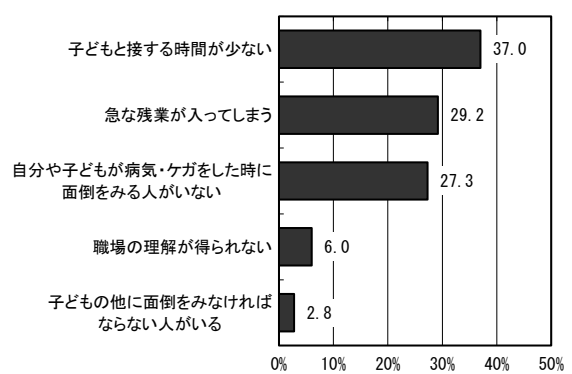
就学前

(MA) N=164



小学校

(MA) N=216



◆今後の方向◆

①保育サービス等の充実

項目	内容
保育施設における多様な保育サービスの充実	・0歳～2歳児の受け入れの拡大を進めます。 ・全保育施設における延長保育を引き続き実施します。 ・一時預かり保育を引き続き実施します。 ・病児・病後児保育を引き続き推進します。 ・体調不良児保育を引き続き推進します。 ・土曜日の保育を引き続き推進します。 ・休日保育を実施するよう検討します。 ・多様な保育サービスに対応できる人材の確保に努めます。
保育内容の充実	・世代間交流活動や地域交流活動、食育活動を推進します。 ・保育施設ごとに地域の特色を活かした事業を行うとともに、保育施設同士の交流事業を実施します。 ・保育施設と保護者との関係づくりを積極的に進めます。 ・研修などを通じ、保育士の資質の向上・カリキュラムの工夫に努めます。
保育施設の整備	・保育の質を確保するため、必要に応じて保育施設の整備を進めます。
在宅児を含めた預かり支援の充実	・一時預かり事業を2か所で引き続き実施します。 ・病児保育を邑智病院と三上医院で引き続き実施します。 ・病児・病後児保育の拡充について検討します。
放課後児童クラブ等の充実	・放課後児童クラブを8か所で引き続き実施します。 ・各種研修会等を通じて指導員のスキルアップに努めます。 ・障がいのある子どもについて、各関係機関と連携しながら受け入れを進めるとともに、研修等に参加し、指導員のスキルアップに努めます。

②子育てしやすい就労環境づくり

項目	内容
関係法制度の普及・啓発	・育児休業等、関係法制度の遵守を企業に対して働きかけていきます。
一般事業主行動計画策定の呼びかけ	・一般事業主行動計画の策定の義務がない、常時雇用する労働者が 100 人以下である企業にも、一般事業主行動計画の策定を呼びかけていきます。
労働時間の短縮・柔軟化等の促進	・子育てをしながら働くことのできる就労形態の導入について企業へ働きかけていきます。
再就職支援	・就労相談員を設置し、再就職に向けた情報の提供や就労相談会を行っていくとともに、スキルアップ教室などの開催を検討します。また、再雇用制度の普及・啓発に努めます。
従業員に対する支援策の検討	・町内企業において、産休、育児休業など妊娠、出産、子育て中の従業員に対する支援策についてのアンケートを実施し、状況を把握するとともに支援策の検討に努めます。
ひとり親家庭の就労相談支援	・島根県母子寡婦福祉連合会の就労相談員やハローワークとの連携を図り、就業相談を継続して行います。

(5) 経済的支援の充実

◆現状と課題◆

- 子どもを産みたいと思っても産めない背景には、子育て家庭において収入に占める養育費や教育費、医療費の負担などが高い場合が多いこともあり、支援を必要とする家庭が増えています。また、近年では、社会環境の変化や生活環境の多様化などにより、離婚や未婚での出産や、ひとり親家庭（母子・父子家庭）が増加しており、様々な家庭の実態に対応した経済的支援策を適切に実施していく必要があります。
- 母子家庭等入学就職支度金の制度を実施しているほか、児童クラブ負担金の軽減策を実施するなど、ひとり親家庭や多子同時利用家庭への経済的支援施策を進めています。
- 保健・医療に関しては、妊婦一般健康診査等の受診費を助成しているほか、乳幼児医療費助成事業の実施、また、子ども医療費助成事業として中学校卒業までの子どもの医療費の助成（保険診療分全額助成）を進めています。
- そのほか、子どもを安心して産み育てるために、子どもをもつ家庭が子育てしやすい生活空間や子育てに適した住居を確保できるよう配慮することが期待されています。

◆今後の方向◆

①経済的支援の充実

項目	内容
健康診査受診票の交付	・妊婦健診（16回）・乳児健診（2回）、妊婦歯科検診、新生児聴覚検査の受診票の交付を継続するとともに、100%利用されるよう呼びかけを行います。
乳幼児子ども医療費の助成	・医療費助成事業として中学校卒業までの医療費助成（保険診療分全額助成）を行います。
未熟児に対する医療給付	・未熟児に対する養育医療の給付を行います。
チャイルドシートの貸出	・0歳から就学前までの乳幼児に対し、チャイルドシートの貸し出しを引き続き行います。
保育料の軽減	・第2子以降を対象とした保育料軽減事業を引き続き行います。
放課後児童クラブ負担金の軽減	・多子同時利用家庭や、ひとり親家庭等を対象とした負担金の軽減を引き続き行います。
母子家庭等入学就職支度金の支給	・母子家庭などの児童が入学または就職するときに、支度金を支給する母子家庭等入学就職支度金の支給を引き続き行います。
遺児育成特別手当の支給	・遺児を養育している人に対し、遺児育成特別手当の支給を引き続き行います。
障がいのある子どもがいる家庭への各種手当・医療費の助成	・障がいのある子どもまたはその保護者に対し、障害児福祉手当や特別児童扶養手当をはじめとする各種手当の支給手続きや医療費の助成を引き続き行います。
就学に関する経済的支援の充実	・奨学金制度を引き続き行います。 ・邑南町立小中学校、県立石見養護学校に通う児童生徒のスクールバス通学利用料金を引き続き無料とします。 ・義務教育通学費の月額助成を引き続き行います。 ・就学援助費及び特別支援教育就学奨励費の支給を引き続き行います。
子育て支援ポイント付与制度	・子育てサービスを利用した際に、町内で利用できる買い物カードへポイントを付与します。病児保育や一時預かり保育の有料サービスの他、乳児健診や子育てサロン、両親学級等の無料のサービスについても、参加するだけでポイントを付与します。貯まったポイントは、1ポイント＝1円として町内のお店で買い物に利用できます。

項目	内容
経済的支援施策の周知	・必要とする人が適切に各種制度を利用できるよう、周知を図ります。

②子育てしやすい住居の確保

項目	内容
バリアフリー住宅の整備	・公営住宅の整備にあたっては、バリアフリー対応を図っていきます。

3 子どもがすくすく育つまちづくり

(1) 生きる力を育む環境づくり

◆現状と課題◆

- 地域社会における児童数の減少は、子どもが一人で過ごしてしまうことや、あるいは同じ年頃や少人数の友人としか遊べる機会がないなど、遊びを通じた仲間関係の形成や児童の社会性の発達、規範意識の形成に大きな影響があると考えられています。子どもが、社会の中での様々な体験を通して、自ら学び主体的に判断・行動し、心豊かな人間性や生きる力を身につけられるような活動の場を提供するとともに、地域住民や公民館などの協力によって子どもの成長をサポートしていくことが重要です。
- 本町では、各公民館及び小中学校が連携し、町内すべての小中学校でふるさとを題材とした体験活動に取り組んでいます。この活動は、学校教育では得られない「地域の知恵(生きる力)」を育むものとして実施していくことが大切であり、地域総がかりで取り組めるよう体制を充実していく必要があります。
- 地域による教育体制については、地域コーディネーターや公民館が、学校の授業と公民館の事業が融合した取り組みによる直接的な連携や、講師紹介や情報資料の提供等の間接的な支援を行っており、子どもたちが地域の実態や伝承文化への理解を深め、様々な地域住民とふれあう機会の提供に努めています。町内 11 小中学校において、各学校がそれぞれの地域素材を教材化して、地域の人材を講師とした学習を実施しています。引き続き、地域に対する興味・関心・郷土愛を育むために継続して取り組んでいく必要があります。

◆今後の方向◆

①遊びや体験活動の拠点の整備

項目	内容
健康センターにおける遊び環境の整備	・健康センターにおいて、プレイルームにおもちゃを整備したり、屋外遊具を設置したり、プレイパークを設けたりすることで、季節や天候に左右されない遊び場を確保することを検討します。
公園施設の充実	・既存の公園の整備や遊具の安全点検を徹底します。また、公園の管理が徹底されているかの確認を行い必要に応じて指導に努めます。

項目	内容
自然を活かした遊び環境の整備	・町の自然を利用して、子どもたちが自由な発想で遊んだり、親子と一緒に体験活動ができたりする場を整備します。また、このような場における遊びの指導者の養成を検討します。
遊び場マップの作成	・町内に関する情報を集約した遊び場マップの作成を検討します。
放課後子どもプランの推進	・子どもの安全で健やかな活動場所及び有意義な体験活動の場を確保するなど、総合的な放課後対策として実施する「放課後子ども総合プラン」を推進します。
子どもの活動拠点づくり	・公民館・図書館等の施設が子どもにも有効に活用されるよう、子どもへの情報提供や呼びかけに努めるとともに、子どもに向けた講座を開催します。 ・平日の放課後において、子どもたちの居場所づくりの観点から、安全・安心の確保に努めるとともに、教室運営等、企画段階からの参画を求めた事業の実施を検討します。
総合型地域スポーツクラブの推進	・子どもが様々なスポーツを他の世代の人と交流しながら継続的に楽しめるよう、総合型地域スポーツクラブについて先進地視察や研修会等を実施し、研究を進め、設立や運営を支援します。

②外国人に対する支援づくり

項目	内容
外国人児童生徒等日本語指導協力派遣事業の推進	・町立の小中学校に在籍する入国児童生徒及び帰国児童生徒に対して、日本語教育の指導力を有する者を派遣し日本語指導等のサポートを行う事業を、対象となる児童生徒のニーズに応じて、しまね国際センター等との連携のもと推進します。

③地域の一貫した教育体制づくり

項目	内容
地域ぐるみの教育体制づくり	・家庭教育や地域教育の充実に向けた啓発及び環境の整備を図ります。また、PTA 対象の研修などを行います。 ・各公民館及び小中学校が連携した総合学習の取り組みを実施するとともに、地域コーディネーターと公民館の連携による、学校の授業と公民館の事業が融合した取り組みや講師紹介、情報や資料の提供等間接的な取り組みを行い、地域での交流や体験を生かした学習を展開します。

Ⅱ. 各論

項目	内容
学力・体力向上対策の推進	・子どもたちの学力・体力の向上を図るため、教育環境の整備や教育カリキュラムの検討を進め、一人ひとりに応じたきめ細やかな指導・支援を行っていきます。 ・子どもたちの確かな学力を育てるとともに言語活動や探求学習、読書などの活動を通じて、子どもたちの豊かな人間性を培うよう町立図書館と連携して学校図書館活用事業の推進を図ります。
教育情報化の推進	・誰もが情報機器や情報通信ネットワークを生活の「道具」として気軽に、かつ安全に使うことができるよう、指導を充実します。また、情報メディアを活用し、学校と家庭、地域が一体となった教育を実現する「開かれた学校づくり」の取り組みを進めます。
ふるさと教育・体験活動の推進	・地域の自然や人材を活用した郷土学習や地域文化の継承を推進します。また、県立矢上高等学校、県立石見養護学校と連携を図り、地域における一貫したふるさと教育を行います。 ・保育施設・学校・公民館その他において、世代間交流活動・地域活動等のふるさとに密着した体験活動を積極的に進めます。 ・各公民館及び小中学校が連携した総合学習の取り組みを実施するとともに、ふるさと探検隊、サマーキャンプなどの学習機会を通して大人と子どもが学び合う学習を展開します。また、地域と連携し、地域との関わりの中で、「生活の知恵（生きる力）」を培える体制づくりを進め、地域の教育力の向上に努めます。体制づくりを進めるため、「地域学校」を新設し、地域総がかりで子どもたちを支援するシステムの構築を図ります。
国際交流の推進	・外国語指導助手（A L T）を招聘し、積極的に他国の文化や言葉にふれる機会をつくり、保育園・所、学校、地域で国際的視野の育成に努めます。

(2) すべての子どもが健やかに育つ環境づくり

◆現状と課題◆

- すべての子どもが健やかに育ち、安心して子育てができる環境づくりのためには、障がいの有無にかかわらず、子どもやその家族に必要な支援を行い、地域全体で支えていくことが必要です。
- 心身に障がいがある子どもや養育困難な家庭など、特別な支援の必要な子どもと保護者・家庭に対して、地域で安心して生活できるよう、保健、医療、福祉、教育等の各種施設の連携により、在宅支援の充実、就学支援を含めた総合的な支援の充実に努めることが必要です。
- 本町では、町内の 11 小中学校に特別支援学級を設置しているほか、小学校 1 校、中学校 1 校に通級指導教室を設置しているなど、特別な支援を要する子どもたちへの対応を進めています。また、各小中学校の通常の学級に在籍している特別な支援を要する児童生徒については、生活支援員、学習支援員、低学年複式支援員を配置し、生活面や学習面での支援を行っています。
- 町内にある特別支援学校の石見養護学校の協力で、町主催の研修会の講師を依頼したり、各学校からの要望に応じて相談スタッフが学校を訪問し、各種相談に対応したりしています。ケース検討会議へも参加を依頼し、専門性の必要な事例にも対応しています。また、石見養護学校で主催される研修会への関係者の積極的な参加を促しています。
- 各専門員のスキルアップとして、各小中学校の特別支援コーディネーター研修会や町で配置されている各小中学校の支援員の研修会、町内関係機関を繋いだ邑南町特別支援体制連携協議会主催の研修会などを開催しています。
- 学校における相談対応として、スクールカウンセラーを小学校へ 1 名、中学校へ 3 名配置し、児童生徒やその保護者のカウンセリングを行い、不登校やいじめ、問題行動に対応しています。また、中学校区内の未配置小学校においても、派遣による相談対応を進めています。そのほか、町内全校対象にスクールソーシャルワーカーを 1 名配置し、11 小中学校を巡回し、不登校やいじめ、問題行動に対応しています。
- いじめ防止対策として、本町では「邑南町いじめ防止基本方針」を平成 26 年 8 月に策定しました。今後は、指針に基づき取り組みを進めるとともに、学校や保護者等への周知を図っていくことが必要です。
- 児童虐待から子どもを守るためには、発生予防から早期発見、早期対応、子どもの保護及び支援、保護者への指導及び相談等の支援の各段階での切れ目のない総合的な対策を講ずることが必要です。

Ⅱ. 各論

○本町においては、邑南町要保護児童対策地域協議会を定期的を開催し、早期発見・早期対応に取り組んでいます。今後も、虐待防止ネットワークによる児童虐待防止の取り組みを引き続き実施していくとともに、虐待の未然防止としての子育ての不安感や負担感を軽減するための相談体制や情報提供、地域での見守り体制の充実を図る必要があります。

◆今後の方向◆

①障がいのある子どもをめぐる教育の充実

項目	内容
邑南町特別支援体制推進事業の実施	・特別な支援が必要な子どもとその家族のため、関係諸機関が連携した総合的な相談支援体制を整備し、子どもの生涯にわたって一貫した相談支援を行います。
就学指導の充実	・就学指導委員会（年1回以上）、就学時健診（年1回）、合同相談会（月2回）を引き続き実施します。各事業に対する事前相談会や訪問等を行い指導の充実を図ります。 ・子ども自身や保護者の希望を尊重し、最適な教育環境を選択・指導できるよう、就学指導委員会、関係機関、家庭の連携強化に努めます。 ・就学前の障がいのある子どもに対して、特別支援体制の専門委員による相談会や保育所巡回を行い、早期から医療機関や関係機関と情報交換を行いながら、保護者が十分な情報のもと就学について検討できるよう努めていきます。 ・すこやかファイルを活用し、子どもの育ちや支援の経過を就学・進学・就労等途切れることがないよう、情報の共有を図ります。
子ども笑顔キラキラサポート事業の充実	・多様なニーズをもつ児童生徒に対して、きめ細やかな学習支援等を加えることで、教育効果がより上がる体制をつくります。 ・石見養護学校や浜田教育事務所などの関係機関と連携を図り、研修会などを通じて支援員のスキルアップに努めます。

項目	内容
通級指導教室の充実	・通常の教育や保育の場に通いながら、何らかの個別の支援を必要としている子どもに向け、特別な個人指導やグループ指導を行います。 ・通級指導教室を小学校に1校、中学校に1校設置しており、困難さを抱える邑智郡内の小中学生に対し、巡回指導により、通級の負担がないよう指導を行います。 ・各小中学校の通常学級に在籍している特別な支援を必要とする児童生徒に対して、生活支援員や学習支援員、低学年複式支援員を配置し、生活面や学習面への支援を行います。 ・在宅児に対しても同様の特別な指導を行うと同時に、教育相談を定期的実施します。 ・邑智郡ことばを育てる親の会を継続し、個別の援助を必要とする子どもの保護者の不安・悩みの軽減を図ります。
地域交流の促進	・障がいのある子どもが、地域と交流しながら成長していけるよう、週1～2回の定期通級及び巡回による指導を行います。 ・瑞穂小学校に担当教諭を配置し、邑智郡内全域の小学校児童に対応し、実施します。
障がいのある子どもの自立促進	・義務教育終了後の進路拡大を図るため、労働・福祉の関係機関や企業との連携を強化するとともに、その実情に応じた教育内容の工夫に努め、障がいのある子どもの自立を促進します。
教職員等の専門能力の向上	・すべての教職員が一人ひとりの状況に応じた適切な指導を行えるよう、研修などの実施を促進します。 ・各小中学校の特別支援コーディネーター研修会や支援員の研修会、邑南町特別支援体制連携協議会主催の研修会などを開催し、教職員や支援員のスキルアップに取り組みます。 ・町内にある特別支援学校の石見養護学校の協力により、研修会の講師派遣や学校からの各種相談にも対応してもらうなど、高い専門性の習得に取り組みます。 ・各小中学校の教職員に対し、町内にある特別支援学校の石見養護学校主催の研修会への参加を促します。
特別支援教育校内支援体制の推進	・支援を必要としている子ども一人ひとりの教育ニーズに応じ、教師や職員、保護者、専門家が協力して適切な教育を準備できるよう、校内委員会を開いて対応を協議し、支援します。

Ⅱ. 各論

項目	内容
障がいへの理解を深める教育の推進	・子どもたちの障がいに対する正しい認識と理解を深め、自然な助け合いによって障がいのある子どもの障壁が取り払われるよう、地域づくりを進めます。

②子どもを対象とした相談支援事業、不登校・いじめ問題への対策の推進

項目	内容
スクールカウンセラーの配置	・瑞穂中学校、石見中学校、羽須美中学校、瑞穂小学校にスクールカウンセラーを配置し、児童生徒やその保護者へのカウンセリングを行い、不登校やいじめ等の課題に対応します。 ・中学校区内の未配置小学校においても、配置校からの派遣による相談対応を推進します。 ・必要に応じて関係機関へとつなげられるよう、スクールソーシャルワーカー・教育支援センターとの連携を図ります。
思春期相談窓口の周知・連携	・年3回臨床心理士が「思春期相談」に対応していきます。 ・保健所が実施する「思春期相談」や臨床心理士による町の相談会、石見養護学校による相談会等、相談できる場所の周知を図るとともに、関係機関と連携して子どもの悩みへの対応を検討します。
特別支援合同相談会の実施	・不登校や不登校の傾向がある子ども、特別な支援を要する子どもやその保護者等の相談窓口として、町の専門スタッフによる邑南町特別支援合同相談会を定期的の実施し、悩みや不安の解消を図ります。 ・相談会の情報提供を行い、引き続き相談窓口としての周知に努めます。
人権教育の充実	・人権教育の充実を図り、不登校やいじめのない明るい学校づくりに努めます。 ・各種研修会への積極的な参加を促します。
学校へ行きにくい子どものための場づくりの検討	・学校に行きにくいと感じる子どもが安心して過ごせる場として、公的施設を活用することを検討します。 ・様々な要因から不登校・不登校傾向にある児童生徒の早期の把握に努め、学校へ復帰できるよう、関係機関等と連携し子どもや保護者に指導・支援を行います。
不登校の子どもへの地域参加に向けた働きかけ	・民生委員・児童委員、公民館、ボランティア等の協力を得て、関係機関での検討会議を実施し、不登校の子どもが地域で色々な活動体験ができる場づくりを検討し、少しずつでも地域参加ができるよう働きかけていきます。
いじめ、不登校児への対応に関する研修	・邑南町いじめ防止基本方針に従い、いじめ、不登校の未然防止、早期発見等が学校や地域で速やかに行えるよう、啓発活動にもつながる研修や講演会を行います。

Ⅱ. 各論

項目	内容
関係機関の連携	・ 関係機関と連携し特別支援体制推進事業を推進するなど、早期発見、対応に努めます。
義務教育修了後の支援	・ 人権を含め、義務教育からの支援体制を引き継ぎ、地域社会での生活について、多面的にサポートする体制の構築に努めます。
邑南町教育支援センターの設置	・ 常時指導員 2 名を配置した邑南町教育支援センターを設置し、不登校・不登校傾向のある児童生徒について、教室での学習活動や体験活動など児童生徒の状況に応じたメニューを用意し、通級している児童生徒への対応を行います。 ・ 各学校に訪問し、通級のない児童生徒への対応や不登校傾向の児童生徒への関わりを通じて、学校に通いやすくなるように努めます。 ・ 邑南町教育支援センターについて、小中学校へ情報提供を行い、認知度の向上に向けた周知に努めます。 ・ 町内にある特別支援学校石見養護学校の支援も得ながら、不登校・不登校傾向にある特別な支援を要する児童生徒へも対応します。

③児童虐待防止対策の推進

項目	内容
児童虐待防止対策の推進	・ 邑南町要保護児童対策地域協議会の活用を図るとともに、虐待に関する相談・通報受付窓口の機能の強化及び周知を図り、迅速な対応に向けた体制整備を行います。 ・ 虐待のリスクを早期に発見し、早期に対応するため、母親の妊娠期から子どもの乳幼児期を通じ継続的な関わりを続け、主任児童委員、民生委員・児童委員と連携をとり、新生児訪問を充実します。 ・ 子育て期の保護者に、子育て支援センターなどの利用を積極的に勧め、孤立の予防を図ります。 ・ 子育てに関する関係機関の相談・支援体制を強化し、保護者の悩みや不安の解消を図ります。 ・ 庁内実務者会議を定期的開催し、虐待の早期発見・早期対応に努めます。
養育支援家庭訪問事業実施の検討	・ 家庭における養育上の諸問題の解決・軽減を図るため、出産後間もない時期の家庭や、養育が困難になっている家庭に対して、育児・家事の援助や、育児に関する具体的な技術指導を行う事業の実施を検討します。
邑南町要保護児童対策地域協議会の活動強化	・ 児童虐待に関する連絡体制の強化のため、邑南町要保護児童対策地域協議会の充実を図るとともに、予防、早期発見・早期対応に努めます。

(3) 食育活動の展開

◆現状と課題◆

- 食育は、子どもが自ら健康を保つために、大変重要な取り組みであるとともに、郷土への理解が深まり、命の大切さを見つめ直すきっかけとなるなど、様々な効果が期待されており、今後も充実することが期待されます。
- 本町では、邑南町食育推進計画に基づき、特に体験を重視した取り組みを実施しています。併せて、町内の食の推進委員と連携し、伝統料理、郷土料理の継承に取り組んでいます。今後も様々な視点から、食に関する文化や慣習、地産地消等の情報を発信し、子どもたちの生きる力を育成していくことが大切です。
- 食育の一環として、学校給食に地産地消を取り入れており、児童生徒に新鮮野菜を提供する機会づくりを進めています。これらの取り組みにより、子どもの農業への関心を育むとともに、農家の学校給食ファンも増えつつあります。
- 今後も地産地消や地域の知恵が詰まった郷土料理や伝統料理の継承に取り組み、児童生徒のより一層の食育を図っていく必要があります。

■食育推進に関する事業

事業名	実施概要
保育所完全給食	・保育所の3歳以上児の給食について、家庭からの米飯持参から、保育所で提供する「完全給食」を実施しています。
保育施設における取り組み	・お茶づくり・野菜づくり・米づくり・行事食・クッキング等、保育施設ごとに独自性をもった特色ある取り組みを行っています。
学校における食育の取り組み	・学校給食、教科学習、総合的な学習の中で食育や農教育を実施します。学校給食は、学校給食法第2条（学校給食の目標）にある ○日常生活における食事についての正しい理解と望ましい習慣を養うこと。 ○食生活が食に関わる人々の様々な活動に支えられていることについて理解を深め、勤労を重んずる態度を養うこと。 ○我が国や各地域の伝統的な食文化について理解を深めること。 ○食料の生産、流通及び消費について、正しい理解に導くこと。などの目標を達成するために、児童生徒に対して必要な指導助言を学校ごとに行っています。 ・農産物の生産体験、食物の調理体験、消費体験など、生産から消費までの一貫した教育を行うことによって、食物を大切にする気持ちを育むとともに望ましい食習慣の定着を図ります。

◆今後の方向◆

①食育活動の推進

項目	内容
邑南町食育推進計画の推進	・ 邑南町食育推進計画に基づき、行政、関係団体、保育施設、学校等の関係者による、乳児から高齢者まで各ライフステージのつながりのある食育推進ネットワークを形成し、町全体で食育を推進します。 ・ 食育実践の場である家庭や保育施設・学校等と、それを取り巻く生産者や食品流通関連産業等の食環境の分野とが共働して、幅広い観点から食育について検討していきます。
学校給食を通じた食育活動の推進	・ 給食センターでは、地産地消コーディネーターを配置し、地元食材の利用率を高めることに努め、地産地消と安全をテーマとした給食の供給に継続して取り組んでいきます。 ・ 旬の食材を活用し、栄養バランス、地産地消にこだわった給食メニューの提供に努めていきます。 ・ 農業への関心や文化、慣習、地産地消等の学習を促進し、子どもたちの生きる力の育成を図ります。
食に関する学習機会の充実	・ 食の推進員協議会・保育施設・学校・公民館・行政機関等の連携により、様々な機会を捉え、食に関する学習機会を提供します。 ・ 伝統料理、郷土料理の継承に努めます。
保育所完全給食の実施	・ 保育所の3歳以上の児童にも、ご飯を含めたすべての給食を提供する「完全給食」を実施します。

(4) 次代を担う子どもの育成

◆現状と課題◆

- 次代を担う子どもたちが、男女が協力して家庭を築くことや子どもを産み育てることの意義を理解し、自立心や社会性を培い、将来子どもを産み、育て、親となることへの希望を持ち、喜びを感じられるよう、取り組みが求められています。
- 少子化や核家族化の進行から、若い世帯が身近に少ないことが影響し、結婚して家庭を持ち、子どもを産み育てることや命の大切さについて考える機会をもたない若者が増えています。また、テレビやゲームに加え、インターネット、携帯電話の普及などを背景に、子ども同士が実際にふれあう機会が減少し、つながりが希薄になっている現状がみられます。
- 子どもが安心して心身ともに健やかに育つために、親子のコミュニケーションや家庭での関わりの大切さを啓発することが必要です。
- 本町では、お互いの人権が尊重される民主的で住みよいまちづくりをめざして、町内各中学校において毎年度1回、「性・命・人権教育」講演会を開催し、性に対する正しい知識や命の大切さとともに人権について、学習を進めています。今後も、関係機関との連携のもと、保育所から小学校、中学校、高校へとつなげていく性・命・人権教育の推進を図っていくことが大切です。
- 情報化社会の進展に伴い、テレビ、インターネット等のメディア上で性や暴力等に関する有害情報が子どもたちの目にふれやすくなっています。性や暴力等の有害情報に対し、正しい社会性を身につけていけるよう対策が必要です。
- 地域社会の中で互いに連帯する意識を高め、人間味豊かな思いやりのある心を育てるために、福祉教育と実践活動、ボランティア活動への参加等の体験学習の場を提供することや活動を支援することが必要です。
- 子どもが将来地域で自立して家庭を築いていくためには、就労し、働くことになることから、そのような体験ができる場を提供していくことが必要です。本町では、町内各中学校において3年生を対象に職場体験活動を実施しています。就労について学ぶ場であるとともに、子どもたちと地域とのふれあいの機会となっており、今後も継続した取り組みを進めていくことが必要です。

◆今後の方向◆

①命とこころの大切さ及び人権についての学習の推進

項目	内容
人権・同和教育の推進	・「性・命・人権教育」講演会を開催し、性に対する正しい知識、命の大切さとともに人権についての学習を推進します。 ・ 邑南町保健福祉計画にもあるように、関係機関と連携のもと、保育所から小学校、中学校、高校へとつなげていく性・命・人権教育の推進を図っていきます。 ・ 邑南町人権・同和教育推進協議会や各学校PTA等と連携した研修会を実施します。
小・中学生及び高校生と乳幼児のふれあい促進	・ 学校と保育施設の連携のもと、学校の授業やクラブ活動における乳幼児とのふれあい体験学習の機会を充実します。 ・ 小学校では保育所の年長児と、中学校では家庭科や職場体験等で交流を実施しており、継続して実施していきます。高校生では部活動を通じて交流を実施していきます。
邑南町性教育カリキュラムの作成	・ 一貫した視点で性教育を行えるよう、町内保育施設、小中学校、教育委員会、行政関係課の連携のもと、性教育カリキュラムを作成します。 ・ 中学校2、3年生を対象に、町と中学校の連携により、性・命・人権教育講演会を実施します。
性教育講演会の実施	・ 性教育カリキュラムに基づき講演会を実施するなど、学校における教育を充実し、あわせて保護者・地域への啓発を行います。
子どものこころを考える会の開催	・ 関係機関と連携し、自尊感情や思いやりのこころを育てるための支援を検討します。また、関係機関を通じて保護者へ啓発を行います。

②児童生徒の健全育成

項目	内容
有害情報への対策	・ 有害情報に子どもが惑わされないよう、関係機関に対し自主規制を働きかけていくほか、情報教育の推進に努めます。
思春期保健指導の充実	・ 薬物乱用、飲酒、喫煙の防止に向けた指導を充実します。
関係機関との連携	・ 青少年健全育成会議や邑智郡保護司会との連携のもと、青少年の健全育成に向けた指導を進めます。

項目	内容
大人になる心構えづくり	・卒業を控えた中学生・高校生を対象として、社会に出るにあたって必要な知識を教える講座の開催を継続します。

③就労への啓発・支援

項目	内容
職場体験学習の推進	・児童生徒が就労への興味・関心を高められるよう、中学校等における職場体験学習を実施します。 ・子どもと地域のふれあいの場となるよう、取り組みの継続と活動内容の充実を図ります。
就労への支援	・若者定住促進対策事業を推進するほか、県やハローワーク等と連携しながら、就労に関する情報提供を行うなどの支援に努めます。

第5章 実施目標

本計画に基づいて展開する事業の実施量や成果に関する目標を次のように定めます。

1 子どもと子育てを支える地域づくり

(1) 子育てに向けた地域の意識づくり

■男女共同参画に関する啓発

現 状	・ 邑南町男女共同参画計画に基づいて計画を実施します。 ・ 平成 26 年度にダイジェスト版を作成しました。
今後の方針	男女共同参画の啓発は、男女が性別に関わりなく互いの人権を尊重しつつ、その個性と能力を十分に発揮できる社会の実現をめざすため、今後も継続します。
目 標	ダイジェスト版を活用し、啓発活動を実施します。

■子どもの権利に関する啓発

現 状	・ ポスター掲示等を計画どおり実施しました。
今後の方針	今後も、町広報紙やポスター掲示等による啓発を推進します。
目 標	5 月の児童福祉週間等を活用して、町広報紙などでの啓発活動を行います。

(2) 子育て支援の地域づくり

■子育てサポーターの養成

現 状	・ 子育てフェスタ、おおなんドリーム学びのつどいなどを、地域学校等、地域総がかりで取り組むことを主眼に置き実施しました。 ・ それらの活動の中で、地域でのリーダーとして意識の醸成を図りました。
今後の方針	今後も、子育て講座と連携し、サポーター養成につながる子育て講座（講演会）を各公民館において年 1 回以上の開催を図ります。
目 標	サポーター養成につながる子育て講座（講演会）を各公民館年 1 回以上開催します。

(3) 安全・安心のまちづくり

■「子ども 110 番の家」等緊急避難場所の設置

現 状	・各小学校区において毎年度子ども 110 番の家を設置しています。 ・子ども 110 番の家の設置により、登下校中の子どもたちの安全確保や事件事故の防止、抑制につながっています。
今後の方針	・「子どもたちが非常時に頼ることができる場」として今後も継続して実施します。 ・広報活動を進め、子ども 110 番の家への協力要請を推進します。
目 標	子ども 110 番の家への登録件数増加をめざします。

■防犯教室、交通安全教室の開催

現 状	- 各学校において、児童生徒へ交通安全教室などの安全教育を行うとともに、C A P（子どもへの暴力防止）研修や通学路の点検など、安全な学校環境づくりに取り組みました。 - 子どもの安全確保に向けた取り組みを学校内だけではなく、地域を巻き込んだ形でも行えているため、地域全体で子どもを見守る環境づくりが進んでいます。
今後の方針	- 今後も交通安全教室や研修を継続して実施します。 - 通学路の安全確保については、対策組織を平成 26 年に立ち上げており、関係機関と連携をとるための体制整備を進めます。
目 標	各研修の年 2 回以上の実施をめざします。

■子どもの安全対策活動の開催

現 状	・各学校区において子ども安全センター支部を組織（事務局は各学校）し、青色防犯パトロールなど子どもの安全確保に向けた取り組みを実施しました。 ・各学校区で青色防犯パトロール隊を組織し活動することで、子どもが犯罪等に巻き込まれることの未然防止が図られています。		
今後の方針	・青色防犯パトロールを実施するための講習会を引き続き開催するとともに、青色防犯パトロールの活動について広報を積極的に行い、組織の拡充を図ります。		
目 標	青色防犯パトロール登録車両	現状	101 台
		目標	110 台

2 いきいき子育てできるまちづくり

(1) 妊娠期からの支援体制の整備

■両親学級への初妊婦の参加率

現 状	・妊娠中の健康管理や産後の子育てについての情報提供、妊婦同士の仲間づくりの場として全2回のシリーズを年に2クール実施しています。 ・家族で参加できるよう夕方から開催しています。 ・沐浴体験や絵本の読み聞かせなどを通じて、母性や父性を高める意識づけを行っています。 ・初妊婦の約3～4割の方が参加されており、妊婦同士や保健師との顔つなぎの場となっています。
今後の方針	・今後も継続して実施します。 ・妊婦同士の仲間は、妊娠中の不安を和らげ、子育て期にもつながるため、交流の促進を図ることが大切です。
目 標	初妊婦の教室参加率 6割

■妊婦一般健康診査受診回数

現 状	・厚生労働省が望ましいと考える13～14回の健診を受診している妊婦の割合は約6割である一方、妊娠の届出が遅い方や、入院や早産の理由で健診回数が9回以下の方が約1割となっています。
今後の方針	・妊娠11週までの届出を勧め、健康管理について情報提供していきます。 ・必要に応じて、医療機関と連携を図り妊婦訪問を行います。
目 標	妊婦健診の受診回数が13～14回以上の妊婦の割合 8割

■乳児全戸訪問実施率

現 状	・赤ちゃんが生まれた全家庭を対象に保健師による訪問指導を行っています。 ・地区担当保健師が訪問を行い、子どもの発育・発達、母親の体調、養育環境について把握するとともに、子育てや地域の子育てサービスの情報提供を行います。
今後の方針	・引き続き地区担当保健師ができるだけ早い時期に訪問を行います。 ・必要に応じて、医療機関、子育て支援センター、児童相談所と連携して見守りや支援を行います。
目 標	訪問実施率 100%

■周産期医療体制の整備

現 状	・大田圏域内の周産期医療を検討する場として、県央保健所が年1回周産期医療検討会を開催しています。産婦人科医や小児科医のほか、母子保健に関わるスタッフが圏域内の周産期についての情報交換と課題について検討を行っています。 ・県外医療機関は、連携体制が十分ではない状況です。 ・子どもを産み育てたいと望んでいる夫婦に対し、不妊治療の助成を行っています。
今後の方針	・引き続き医療機関との連携のもと、安心して妊娠・出産できる体制の充実を図ります。 ・県外医療機関については、情報提供書を活用して連携を図ります。 ・不妊治療の助成を継続実施します。
目 標	周産期医療についての検討を行います。

(2) 子どもの健康の維持

■乳幼児健康診査精密検査受診率

現 状	・平成25年度実績では4か月健診100%、1歳6か月98.7%、3歳児健診96.1%、4歳児健診93.3%となっています。 ・今後も精密検査の受診管理の徹底を行うことが必要であるとともに、精密検査は低年齢ほど受診率が高く100%であるため、早期発見が重要です。
今後の方針	・今後も精密検査の受診勧奨を図ります。 ・発達面に関するフォローは4歳児健診が中心になっているため、1歳6か月児健診からの発達の状況把握の精度を上げ、早い段階からの支援へとつなげられるよう取り組みを進めます。
目 標	乳幼児健康診査、精密検査受診率 目標 全年齢 100%

II. 各論

■フッ素洗口の実施

現 状	・保育所、小・中学校でフッ素洗口を実施しています。フッ化物の利用は集団の場で行っているため、ほぼ 100%の実施率となっています。 ・健康教育とあわせて継続実施することで、歯科保健の意識が向上し、むし歯予防の効果が出ています。 ・むし歯予防だけでなく食や生活を含めて保育所や学校と連携して子どもや家庭へ啓発を行っており、歯科についてはある程度の成果を上げています。
今後の方針	・今後も継続実施します。 ・あわせて町の歯科衛生士が全保育所、小中学校へ健康教育に出向き、むし歯予防の意識啓発を行います。
目 標	フッ素洗口の実施率 現状 99.4% 目標 100%

■ 3歳児健診1人平均のむし歯数

現 状	・平成 25 年度実績では 0.32 本となっており、前年と比べてやや増加していますが、目標値の 1 本以下を達成しており、県や大田圏域と比較しても少ないむし歯数となっています。
今後の方針	・今後もむし歯予防に向けた取り組みを推進します。
目 標	3 歳児健診 1 人平均のむし歯数 目標 0.30 本

■12 歳児の 1 人平均のむし歯数

現 状	- 平成 25 年度実績では 0.27 本となっており、平成 17 年度 0.93 本から、年次的に減少しています。 - 目標値の 2 本以下も達成しており、県や大田圏域と比較しても少ないむし歯数となっています。
今後の方針	・今後もむし歯予防に向けた取り組みを推進します。
目 標	12 歳児の 1 人平均のむし歯数 目 標 0.41 本

（３）家庭における子育ての支援

■地域子育て支援センター事業

現 状	・瑞穂子育て支援センターが瑞穂・羽須美地域をカバーし、石見管内は、石見子育て支援センターを中心に事業を実施しています。
今後の方針	・今後も事業を継続実施します。
目 標	事業の継続実施

■子育て講座の実施

現 状	・瑞穂、石見の子育て支援センターを中心に、定期的な子育てサロンを開催しています。 ・社会福祉協議会においても独自に子育てサロンを開催しており、支援センター活動のフォローをしています。
今後の方針	・今後も子育てサロン等を継続実施します。
目 標	子育て支援センター、保育施設が実施している子育て講座を継続

■仕上げ磨きをする親の割合

現 状	・幼児のいる家庭で仕上げ磨きを毎日している割合は、1歳6か月児で79.5%、3歳児で83.6%の状況です。
今後の方針	・むし歯予防に向けた家庭の役割として、食や生活習慣とあわせて啓発していきます。
目 標	90%

■朝食に野菜を食べている幼児の割合

現 状	・平成26年度に実施した幼児の食・生活習慣アンケートの結果から、朝食に菓子パンを食べる子どもは3割弱となっており、野菜を含めたおかずを食べていない状況もみられます。
今後の方針	・関係機関と連携した食の啓発を行います。
目 標	60%

■学校保健委員会を開催している学校の割合

現 状	・子どもたちの健康課題について、家庭をはじめ学校、地域が連携して取り組みを進めるために、学校保健委員会を開催している小中学校がありますが、全校実施には至っていません。
今後の方針	・家庭や学校、地域がそれぞれの役割を持って積極的な取り組みを行うためにも、一緒に考える場を提供できるよう進めます。
目 標	100%

Ⅱ. 各論

■母子保健検討会の開催

現 状	・子どもの健康課題を専門機関で検討する場として年1回開催しています。 ・町内歯科医師、歯科衛生士、保育所、小中学校養護教諭、栄養教諭、保健師が集まり、歯科を切り口に食や生活習慣の取り組みを検討しています。
今後の方針	・引き続き開催します。 ・栄養指導連絡会等で詳細な取り組みを検討します。
目 標	年1回開催

■学校の分煙状況

現 状	・敷地内禁煙になっていない小中学校は、11校中6校です。
今後の方針	・子どもたちを煙草の煙にさらさないための環境整備を進めます。
目 標	学校の敷地内禁煙 100%

■家庭教育に関する学習機会の充実

現 状	・将来の隣人のための協働体制構築のため、「地域学校」設立に向けた研修会等を実施しました。現在、モデル地区として3地域で実施しています。 ・親学プログラム等について保育所保護者会研修を中心に6回実施しています。
今後の方針	・今後も、講演会や講座等を通じて家庭での教育力の向上に向けた学習機会の充実を図ります。
目 標	家庭教育学級・講座の開催（公民館単位で年1回以上） 小中学校PTAとの共催による講演会・学習会の開催（年3回3会場）

■ブックスタート事業

現 状	・乳幼児期からの読み語りは、親子のコミュニケーションを豊かにし、子どもが愛されていることを感じ、健全な成長を促すことにつながります。また、本の読み語りを進めることにより、図書館の利用促進に結びつけています。
今後の方針	・今後も、親子のコミュニケーションが図られ、子どもの健全な成長を促すことができるよう、ブックスタート事業を実施します。
目 標	4 か月健診時、1 歳 6 か月健診時、3 歳児健診時の各時期に実施します。

(4) 仕事と子育ての両立支援の充実

■就職相談会の実施

現 状	・ 邑南町無料職業紹介所の出張相談を実施しています。 ・母子家庭等就業相談で県母子寡婦福祉連合会の就業相談員とともに対応しています。
今後の方針	・今後も、邑南町無料職業紹介所と連携し、出張相談を実施します。
目 標	ハローワークと連携し 6 回 就職相談員との連携を保ち、情報収集に努めます。

■男女別育児休業取得率

現 状	・育児休業取得率について、町内企業に調査を依頼し、集計した結果、平成 25 年の取得率は男性が 0%、女性が 100%となっています。
今後の方針	・女性の育児休業取得率は 100%で目標を達成していますが、男性においては取得が無い状況であり、企業に対し、育児休業取得に向けて国や県等の制度の周知を図ります。
目 標	男性 10% 女性 100%

■一般事業主行動計画策定の呼びかけ

現 状	・一般事業主行動計画策定については、従業員 100 人以下の一般事業主への呼びかけは現在実施していない状況であり、今後広報等を通じて策定を呼びかけていく必要があります。
今後の方針	広報等を通じて一般事業主行動計画の策定を呼びかけていきます。
目 標	従業員 100 人以下の一般事業主へ広報等により計画の策定を呼びかけます。

3 子どもがすくすく育つまちづくり

(1) 生きる力を育む環境づくり

■地域子ども教室の推進

現 状	・地域での生活の「知恵」を習得するため、体験活動を中心に各公民館で実施しています。
今後の方針	・今後も公民館と連携し、体験活動等を通じて、地域での生活の「知恵」が習得できる環境づくりに努めます。
目 標	月に1回 公民館と連携し、子どもの居場所づくりに努めます。

■ふるさと学習の推進

現 状	・地域の素材を使い、子どもたちの年代に応じて、発展性、系統性を意識した取り組みを実施しています。また、学校教育との連携により「補完、発展、繋がり」に努めています。
今後の方針	・今後も子どもたちの年代に応じたふるさと学習を進めるとともに、各公民館や小中学校と連携し、取り組みます。
目 標	各公民館及び小中学校が連携した総合学習の取り組みを小中学校 11 校で実施します。

(2) すべての子どもが健やかに育つ環境づくり

■スクールカウンセラーの配置

現 状	・スクールカウンセラーを各中学校に1名ずつ3名を配置し、瑞穂小学校に1名配置しています。瑞穂地域の小学校は瑞穂小学校に配置しているスクールカウンセラーで対応しており、未配置の小学校においては、該当校区の中学校から派遣し、小学校からの個別の事案に対応しています。 ・中学校単位でスクールカウンセラーを配置し、不安や問題を抱える子どもや保護者に対し、相談を実施しています。また、集団づくり、コミュニケーションスキルなどの授業も行っています。さらに、時間内で、必要に応じて小学校に対して派遣を行っています ・スクールカウンセラーは、児童生徒・保護者のカウンセリングや個別の研修会の講師として各学校で活用されています。 ・在学中の児童生徒や卒業した生徒のケース会議に参加し、支援について協議しています。
今後の方針	・本事業は県の事業ではありますが、引き続き事業の実施に向けて県に要望をしていきます。
目 標	各中学校へ3名のスクールカウンセラー配置 1小学校へ1名のスクールカウンセラー配置

■コーディネート機能の整備

現 状	・小中学校特別支援コーディネーター研修会を年1回、町内小中学校支援員研修会を年1回開催し、情報共有・意見交換を図りました。 ・支援本部会議において必要に応じて個別ケースの検討会を開催しています。 ・支援本部実務者会が中心となって総会や各役割での研修会などを重ねてきたことや、児童生徒への支援会議を開催し情報を共有することにより連携は深まってきています。										
今後の方針	・町内の特別支援教育体制の連携をさらに深めるために今後も引き続き相談支援ネットワークの総会や研修会を開催し、情報の共有と情報交換を図ります。 ・対処事案には役場庁舎内の支援本部関係課で連携して取り組みます。										
目 標	<table border="0"> <tr> <td>特別支援連携協議会総会</td><td>年1回</td></tr> <tr> <td>特別支援連携協議会研修会</td><td>年1回</td></tr> <tr> <td>小中学校特別支援コーディネーター研修会</td><td>年1回</td></tr> <tr> <td>町内小中学校支援員研修会</td><td>年1回</td></tr> <tr> <td>支援本部会議</td><td>必要に応じて随時</td></tr> </table>	特別支援連携協議会総会	年1回	特別支援連携協議会研修会	年1回	小中学校特別支援コーディネーター研修会	年1回	町内小中学校支援員研修会	年1回	支援本部会議	必要に応じて随時
特別支援連携協議会総会	年1回										
特別支援連携協議会研修会	年1回										
小中学校特別支援コーディネーター研修会	年1回										
町内小中学校支援員研修会	年1回										
支援本部会議	必要に応じて随時										

Ⅱ. 各論

■児童虐待防止ネットワークの活動強化

現 状	・心理判定員の設置はない状況ですが、福祉課、保健課、学校教育課、児童相談所の協力体制により早期対応ができています。 ・担当職員が研修を受講し、児童福祉司任用資格を取得しています。(有資格者3名)
今後の方針	・今後も担当職員が研修を受講し、児童福祉司任用資格を取得するよう努めるとともに、各担当課が連携を図り、早期対応できる体制を整えます。
目 標	年1回以上の研修会を開催

（３）食育活動の展開

■ 邑南町食育推進計画

現 状	・食の推進委員の研修等を通じて、委員の考えや意見等を反映し、料理教室等で広めることができています。
今後の方針	・今後も研修等を通じて、食育関連の情報の共有を図り、料理教室等で周知できるよう取り組みます。
目 標	年 1 回以上の研修会を開催

（４）次代を担う子どもの育成

■ 人権・同和教育学習会の開催

現 状	・ 邑南町人権同和教育推進協議会に、町内 11 校の校長及び P T A 会長も会員として、年 3 回行う研修会への参加を呼びかけ、併せて P T A 研修会の実施、職員研修会の実施の働きかけを行っています。 ・ 平成 24 年度においては、P T A 研修会の開催回数は 9 校で 9 回開催され前年度対比で微増しています。学校教職員研修会は各学校単位で複数回、その他町教育研究会の研修が開催されています。
今後の方針	・教職員の研修受講機会については充実しており、今後も引き続き人権同和教育の取り組みについて、積極的に働きかけていきます。
目 標	人権・同和教育推進協議会と各小学校 P T A 等との連携により小中学校 11 校で年 1 回以上実施します。

■ 小・中学生及び高校生と乳幼児の交流活動

現 状	・各校で調整しながら状況に応じて保育所訪問を実施し、幼児との交流会を計画・実施しています。
今後の方針	・今後も入学体験や職場体験として継続して実施します。
目 標	年間に各小学校で 1 回程度、各中学校で 1 回程度

■ 邑南町性教育カリキュラムの作成

現 状	・成長段階に応じた性教育総合計画を策定し、小学校から中学校までの一貫した性教育に取り組んでいます。 ・中学 2・3 年生を対象に、医療・教育分野の専門家を講師に招き、「性・命・人権教育講演会」を開催しています。講演会を通じて、エイズをはじめ性に対する誤った情報、認識等の共通理解を図っています。思春期の性の問題についての講演であるため生徒の関心も高く、授業と講演会の相乗効果もあり継続し
-----	--

Ⅱ. 各論

	ていくことの必要性を感じています。
今後の方針	・今後も保健課、各中学校と連携し、継続して実施します。
目 標	年に1回の全体講演会を実施